

「上尾商工会議所オータムフェス」出店募集要項

1 募集目的

中心市街地の賑わいづくりと市内の商業等の活性化を図るため、上尾駅自由通路及びペDESTリアンデッキにおいて販売促進事業を開催する。

事業の趣旨に賛同し、出店を希望する事業者を以下に記載する諸条件により募集する。

2 募集方法等

(1) 対象事業者

- ・上尾商工会議所の会員の小売業・飲食業など

【注意事項】

- ・次に掲げるものは販売できない。法律・条例その他関係法規等で禁じられているもの、危険物、動物、燃料、肥料、未調理の肉・魚類、その場で調理をするもの、その他主催者が販売に適さないと判断したもの。
- ・法令により販売場所が指定されているものを販売する場合は、臨時販売場の設置許可を得ること。

(2) 募集方法

- ・出店希望者は出店申込書（別紙）に必要事項を記入のうえ、事務局に提出する。（FAXまたは郵送も可）

【注意事項】

- ・出店申込書の販売品目については、厳密に記入してください。品目により（試食・試飲も含め）、保健所への“臨時出店の概要書（従事者名簿と検便等実施の有無確認等含む）”が必要となります。

(3) 応募期限

- ・令和4年9月7日（水）必着とする。

3 開催期間及び販売時間

- ・令和4年10月30日（日）午前11時～ 午後3時

【注意事項】

- ・販売時間内は必ず営業すること。時間途中での閉店は原則不可とする。
- ・事故、災害発生のあるような荒天でない限り、原則的に実施する。
- ・不測の事故、災害、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止などにより中止になる場合がある。

4 出店場所、設備等

(1) 出店位置

- ・上尾駅自由通路及びペDESTリアンデッキのうち主催者が指定した場所

(2) 募集区画

- ・募集は35区画とする。使用料は無償とする。
- ・1区画の広さは間口1.8m×奥行2.4mで、区画と区画の間は20cmとする。
- ・原則として申し込みは1事業者につき1区画とする。

(3) 売店の設営

- ・販売台は売場の統一性を図るため主催者が無償貸与するテーブル2台を必ず使用し、区画内に設置すること。テーブルのサイズは180cm×60cmを予定。
- ・その他備品類を持ち込む場合は事前に事務局の承認を得ることとする。
- ・商品の陳列は、区画内のみとすること。(はみ出しは認めない。)
- ・売店の装飾等は各店において行うこと。

(4) 売店の運営

- ・商品の販売及び商品、売上金の管理は、出店者において責任を持って行うこと。

(5) 電気、水道

- ・電気は容量等の制限があるため、原則的に使用しないものとする。
- ・どうしても使用しなければならない場合は、事務局へ相談し許可を得ること。但し4店舗のみとする。使用許可を得た場合、元電源から出店エリアまでの延長コードは事務局で用意するが、各区画への延長コード等は出店者で用意すること。
- ・区画付近に給水設備がないため、原則として水道の使用はできない。

【電気関係注意事項】⇒1店舗当たり合計2,000W以内とする。

- ・**発電機の使用は禁止する。**

(6) トイレ

- ・最寄の公共トイレを利用する。

(7) 火器等の使用

- ・ストーブ、コンロ等火器の使用は認めない。

5 設営と撤去日時

(1) 搬入・設営時間 午前9時30～午前11時

(2) 撤去・搬出時間 午後3時～午後4時30分

【注意事項】

- ・貸与された備品類は所定の保管場所に戻すこと。
- ・搬入車等を駐車する場合、駅近隣の有料駐車場は自己負担となること。

6 費用負担

- ・搬出、搬入を含む商品販売に関わる経費は出店者において負担する。

7 安全管理、盗難防止等

- ・出店者は、駅改札前通路への出店であることを十分理解したうえで、取り扱う販売品目を適切に定め、管理すること。

- ・ 出店者は、所定の設営開始時刻から撤去終了時刻までの間を通じて、自主的に販売品、売上金等の盗難防止に努めること。盗難、破損等が発生した場合においても、その損害請求および事後対応は自らの責任において行うこと。

8 売上報告

- ・ 出店期間中の売上及び客数を記録し、所定の様式で報告すること。
(※報告された数値については、事業の経済効果等を計るための総数として取り扱うものとし、個々の店舗ごとの数値は一切公表しない。)

9 出店に関する遵守事項

- ・ 出店の権利を他に譲渡・転貸することはできない。
- ・ 販売に伴うごみ等は、各自持ち帰ること。また販売終了後は、区画周辺の清掃を確実に実施すること。(ごみ袋、清掃用具は、出店者側で準備すること。)
- ・ 施設管理上の責めに帰さない出店中(搬出入時含む)の人的・物的損害に対する賠償責任は、出店者において負担すること。
- ・ 販売後の返品・苦情等は責任を持って速やかに対処すること。
- ・ BGM等音響機器を使用しての販売は禁止する。
- ・ 販売品については金額、内容等を明確に表示すること。
- ・ 危険物の持ち込みは禁止する。
- ・ 試食を実施する場合は、衛生管理に留意すること。
- ・ 酒類の試飲は禁止する。

10 その他

- ・ 今後、本要項に定めた事項について変更もしくは新たな事項を決定したときは、出店者に対し速やかに通知する。

【主催】 上尾商工会議所